

青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会
第18回会合議事録

日 時：平成25年8月7日（水）14:00～16:01

場 所：内閣府（4号館）共用第3特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、五十嵐委員、奥山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員（代理：吉田氏）

（参考人）：尾上浩一（（公社）日本PTA全国協議会会長）、相川順子（（一社）全国高等学校PTA連合会会長）、金井修（（一社）全国高等学校PTA連合会専務理事）（相川氏随行）、朝倉孝之（（一社）ソーシャルゲーム協会副事務局長）

（内閣府）：杵淵審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体等との意見交換

- ・（公社）日本PTA全国協議会発表
- ・（一社）全国高等学校PTA連合会発表
- ・（一社）ソーシャルゲーム協会発表

（2）報告案件

（3）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 本日はお忙しい中、また、物凄い猛暑の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第18回の検討会を始めさせていただきたいと思います。

最初に委員の出欠状況につきまして事務局からお願いします。

○山本参事官 それでは、御報告いたします。本日は植山委員が御欠席でございます。半

田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で吉田様にそれぞれ御出席をいただいております。

なお、関係省庁で前回の検討会以降着任された方ということで、内閣官房の濱島参事官を御紹介するところでしたが、ちょっと遅れておられますので御紹介のみとさせていただきます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○山本参事官 配付資料でございます。

まず、議題次第がございまして、2枚目に資料一覧がございます。

資料は資料1から資料5-3まで、参考資料が1から2まででございます。

資料1はPTA全国協議会のもの。

資料2が高等学校PTA連合会のもの。

資料3-1から3-4までがソーシャルゲーム協会のものがございます。

3-1は全体のまとめ、3-2がソーシャルゲームプラットフォーム運営体制の認定に関するもの、3-3がJASGA自主規制の全体スキームに関するもの、3-4がリーフレットでございます。

資料4は内閣府のもの。

資料5-1から5-3にかけて総務省のものがございます。

5-1はワーキンググループの最終取りまとめ（案）の概要をまとめたもの、5-2が取りまとめ（案）の本体、5-3がインターネットリテラシーとアンケート調査結果に関するものがございます。

参考資料1-1から1-3までが警察庁の資料でございます。

1-1は官民ボードにおける「夏休み特集」の実施に関するもの、1-2がサイバー犯罪対策の特集に関するもの、1-3がリーフレットでございます。

参考資料2が文部科学省のリーフレットでございます。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

また、本日の会議の議事録でございますけれども、別途各委員の皆様方に御確認をいただいた後、座長にお諮りした上で公開をさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本参事官 それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日の議事は、次第にありますように、その他を含めて3件でございます。

それでは、最初に議題1ですが、「青少年のインターネットの適切な利用に関する取組

を行う関係団体等との意見交換」でございます。

第2次基本計画の重点項目になっておりますのは、スマートフォンを初めとする新たな機器への対応、保護者に対する普及啓発の強化、そして国、地方公共団体、民間団体の連携強化の3点となっているところでございます。本日は、これらにつきましてヒアリングを実施させていただきたいと思っております。

最初に、公益社団法人日本PTA全国協議会会長の尾上さんから御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○尾上会長 こんにちは。公益社団法人日本PTA全国協議会会長の尾上です。どうぞよろしくをお願いいたします。資料のほうは「(社)」になっておりますが、4月1日に内閣府の認可をいただいて公益社団法人にならせていただきました。今後ともどうぞよろしくをお願いします。

では、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、発表いただきたい事項ということで4点いただいております。順次説明をさせていただきますが、まず、この青少年インターネット環境の整備に関する法律、法令関係が制定された年の5月に日本PTA全国協議会は3点の携帯電話に対する対応を検討しております。まず、原則としては小学生、中学生には携帯電話を持たせないというのが基本姿勢でありました。もし持つ場合は、通学時とか塾とかということですが、小中学生に携帯電話を持たせることがある。その場合は通信機能など必要最低限のものを持たそうということが第2点にありました。3点目に、保護者の責務として情報リテラシー能力を身につけて子どもとのルールづくりを行い、しっかり管理をしていきたいと思います、この3点を中心に活動してまいりました。

その中で、マスメディアに関するアンケート調査という形で、こういう調査資料は毎年実施しております。特に見せたくない番組で毎年新聞に載ってしまうのですが、今年度はそういう方向性ではなくて実質的なところをしっかりと検討したいということで、アンケート調査等を行っております。ただ、後の資料にもありますが、実際、小学生、中学生は携帯・スマホ等に接する度合いが高まってきております。それに関して、持たせないということが前提にはありますが、どんどん増えてきている中で、特に高校生になると一挙に100%に近い状態になってきていますので、我々が考えるべき方向とすれば、持つことを前提にした教育とか家庭のルールづくりとかも含めた保護者勉強会というところがすごく重要なのではないかと。プラス、当然子どもに対しての勉強、教育というところも重要であります。

ただ、どんどん進化するインターネット、携帯・スマホに関しては、親がついていけない状況がたくさんありますので、その情報量をどうこなしていくかというところは一つ課題として挙げられます。

次のページです。アンケート調査による状況把握ということで、24年3月にとったデータですが、Wi-Fiの認知、利用について、小5と中2を対象にしていますが、24年3月から

25年3月にまとめたデータからしますと、小5は46.4%と少し上がったのですが、中2は63.5から一挙に72.2%という形で1年間に十分認知されてきているような状況があります。当然、保護者も46.7%だったのが現在は61.9%、中2で45.8%が62.3%ということで、ほとんど持たれる方は知っているような状況になっているのではないかというような把握の仕方をしております。

利用につきましても、やはり小5、中2もこういった状況ですが、どんどん数値が上がっております。中2に関しては、まだゲーム機とか音楽プレーヤーとか違うものを持つ場合もありますので、携帯・PHS等の所有率はそんなに上がっていないというのが今回のアンケート結果で出ております。

必要性に関しては、保護者の意見も、これも同じような状況になっておりますが、やはりこの件に関してはすごく関心があるというのが大体の保護者の意見になっております。

利用についてですが、日本PTA全国協議会として全体的な取組というのはまだはっきりしたものがなくて、今後取り組んでいくべき方向がたくさんあるというふうに考えております。その中でフィルタリングに関しての普及と、子どもに有害情報を流さない仕組み構築、ゲームコンテンツに関する料金の利用システムとか、こういったところはいまだに懸念材料として持っているような状況です。

アンケートから見られる状況と実際のところが少し違ってきているところがありますので、その件に関しましては、しっかり我々が情報をつかんで対応していきたいという方向性があります。

その中で、安心協さんと一緒に取り組んでいる内容が、次の研修会等ずらっと書かせていただいているような内容です。こういった保護者向けの啓発研修会は我々にとってはすごくありがたいものですが、ただ、いつもこの研修会を実施した後に感想として話をするのですが、聞いてほしい人が来ない、本当にここに来てほしい人が来ないので、相当向上心の高い、当然PTAとしての役責もある、子どもたちのことを真剣に考えている人は参加して、よく聞いて、よく対応されているという状況はありますが、そうではない方に対して我々はどういうふうな形で、間接的にという形になりますが、話をしていかなければいけないのかというところがこれから話す今後の課題になってくると思います。

今年度と、これまでの実績を並べております。その中でとっていただいたアンケートも表示をしております。その中で、今年度まず最初の取組としまして、日本PTA全国協議会としてどうやっていくべきかというところがありました。1つは、情報の共有化、啓発活動の推進ということで、7月19日に全国61協議会の代表委員というのが140名ほど集まって、総務省様の取り組まれているスマートフォン等に対する周知啓発活動の御紹介をいただいて、そこから研修会を実施できるような仕掛けができないのかということと、あと、文部科学省のネットモラルキャラバン隊の事業に関しても参加を呼びかけるような取組を実施させていただきました。

その課題に関しましてはたくさんあると思うのですが、まず、我々にとってPTAの会員数

の多さというのは一つキーマン的というか、大きな要素になるかなというふうには思っております。日本PTA全国協議会が一斉に発信すると日本PTA全国協議会の話というふうになるのですが、やはり単位PTAが専門委員会といったような愛護育成委員会とか広報委員会とかそれぞれ活動されている部会があります。そこが一つインターネット等に関することの専門性を持つような、発信力のあるような形をとらないと、我々日本PTA全国協議会が地方協議会という61協議会に呼びかけ、そこからの発信度ということを見ると、単位PTAからどんどん沸き上がっていくような形をとらないと、なかなか保護者全員には伝わっていかないというのが一つ課題ではないのかということがあります。

もう一つは、やはり日本PTA全国協議会の情報の発信力です。ホームページ等を活用はしておりますが、何せ伝わるスピードが遅いといいますか、よくわからないということが言われておりますので、啓発活動のあり方ということをしかり地方協議会でも検討していただくような形で、日本PTA全国協議会としてのスタンスをもう少し見直していきたいと思っております。2009年（平成21年）のアピールから今年度にかけて、しっかりしたこれからの方向性を決めていくというのが我々の課題であるというふうに感じております。

政府に対する要望事項に関しましては、保護者に対する普及啓発支援のあり方に関する提言というのは、すごくいい提言だと感じております。まとまりもありますし、本当に勉強にもなる内容であります。それをしっかり伝えていくということが、我々がどうにか一緒にできたらということがありますが、やはりいざ実施すると、たくさんの方があり過ぎて、どれをしかりやっていくべきなのかというところがうまく伝わっていかないことはよくあります。仕組みでカバーしていかないといけないと思いますし、これは学校との連携という形になると思いますが、今、一斉メールとかというのはよく使われております。その段階で一斉メールに対して対応していただくか、政府の専用サイトといいますか、単位PTAが広報なり愛護育成なりが使える資料がその専用サイトの中にあればプリントアウトして全員に配布するとか、そこから学校内で研修会を開くとかという形で、当然親が興味のあることなので、そういった活動ができないかなということがあります。これだけいい提言内容が出ていますので、本当にこれが活用できればよくなる、我々の意識も高まってくるのではないかなというふうに思っております。ぜひともその辺の御支援をお願いしたいということです。

法規制に関しましては、大人がつくったわなに子どもがはまってしまうということが多々ありまして、それは当然有害なところにも関係するのですが、子どもは興味がある、好奇心があつてどんどん入って行ってしまふ、いきやすい、あげくの果てに見たらすごい料金を請求されるという、ずっとそういう繰り返しのなかで、親がそういったことを認識する度合いは相当低いです。誰に聞いても、子どもの携帯料金をいくら払っているか知っているかと聞くと、ほとんどの人が知りませんと言います。定額でやっているというような形で大丈夫だろうといったことです。そういったことも含めて、いろいろな法律規制というのは大事ということと、青少年に対する教育の度合い、家庭教育では賄えない

ところを、できれば学校教育とともにやっていけないかというところがあります。そういったところを要望させていただいて、日本PTA全国協議会としての発表とさせていただきます。

以上になります。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問をいただきたいと思いますが、議題2の終わったところで意見交換の時間を設けておりますので、ここでは御質問をお受けしたいと思いますが、今の御説明に対しての質問がありましたらお願いします。

どうぞ。

○国分委員 ただいまのお話で2013年度の運動方針につきましては、子どもに持たせないというのではなくて、現実を踏まえて保護者がもうちょっとリテラシーを上げなければいけないという方針に変えられたということは、私は、持たせないということに対しては賛成しない立場なので喜ばしいことだと思うのですが、保護者と学校とひとつのPTAの中の構成要素として両方あると思うのですが、何と申しますか、抵抗勢力と申しますか、いまだに持たせないほうが良いという、インターネットの初期のころは学校をインターネットにつなぐこと自体が、校長が、若い先生が推進しようとする、私の在任中はそんなもめごとを起こしてくれるなどといったという逸話も残っているぐらいで、完全にそういう方向に対して切りかわったのかどうかを教えてください。

○尾上会長 その件に関しましては、切りかわりはできていないと思います。というより、私たちがしっかりそのことに対して、子どもの将来に対して何が重要かということと考えますと、このインターネット環境、携帯・スマホも含めたことに関しては、将来的に必ず必要なものとしての認識をしておくべきだと思います。そういったものを教育でとめるということはまずあり得ないとも考えておりますし、我々保護者が教育を受けていない中で、どちらかという一生懸命子どもについていっているような状況がありますので、子どもから教えてもらうこともたくさんあります。ただ、学校教育の中で本当に急速な変化に教師が対応できるのかというのは、逆にそちらのほうが難しいのかなというふうに思っておりますので、いわばやりたくないような状況が学校現場としてはあるのではというような感じも一つあります。そうなれば、キーマンとなるべき方が地域とか学校にいて、PTAでもいいと思いますが、しっかり情報発信できたらというふうには考えております。そのために、先ほど言いました単位PTAの使えるようなサイトというのが政府にないのかなというところでした。

○清水座長 ありがとうございました。

ほかに。

高橋委員。

○高橋委員 今の話と続くような話になるのですけれども、いろいろな意味で日本PTA全国協議会さんも変わってこられて、今はネットに関して非常に前向きに来ているのですけれ

ども、実際こういった講習会をしたときに先生方が参加する率というのは大体どのくらいというふうにお感じでしょうか。

○尾上会長 お声がけをすれば必ず参加してもらえます。やっていないケースのほうが多いです。というのは、PTA対象という、すぐ保護者というふうに切りかわってしまうような状況がありまして、平日の日中にやるということは、学校を抜け出してきていただかなければならない上に、たくさんの方が参加するような場面ではないので、できるだけ土曜日、日曜日というような設定もやってはおりますが、その辺りも考えていきたいなところなんです。私どものやった経験からすると、教育委員会さん、学校の現場の方は参加をされました。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○藤原座長代理 1つだけ確認なのですが、私も活動方針を現実的なものにしていただいたことは大変結構だと思うのですが、新活動方針のところ「現在の小中学生がいずれかの時期にケータイや」という書き方をしておられるのですが、これは2009年を一応変えたというふうにとらえさせていただいてよろしいのですね。そのほうが私は、先ほどの国分委員と一緒にずっと現実的であり、我が国の現状に合うのではないかと思いますし、変えたのだという前提で学校の先生とか教育委員会にも働きかけていただいたほうがいいのかと思ったので、この「いずれかの時期に」というのがやや気になったところなのですが、質問です。

○尾上会長 「いずれかの時期」というのは、先ほど申しました高校になったら持つということも含めてです。事前に持つ段階で勉強しておかないといけないという意味も含まれています。方向性としましたら、先ほども1つ話がありましたように、今年度をかけて必ずこちらの方向を見据え、変えられるようにしっかり方向性を見出していくというのは、今年度、我々はまだ始まったばかりなので、こういった方針で行きますよという私の所信が一応の承認をいただいたものですから、先ほどおっしゃった中に、まだ反対されている方もいらっしゃいますし、うちの県は持たさないという話をしていますよという方はいらっしゃいます。ただ、そればかり言っておられないよという話も少ししたので、ただ、全体的な議論をするのは今度は10月になりますから、その段階でしっかり方向性を決めたいというふうに思っておりますので、こちらの方向で進めていきたいというのが方針です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

○曾我委員 皆さんから質問をいただいている2009年5月のアピールは私が出したアピールでございまして、その当時の現状と今ががらっと変わってしまった。この当時、このアピールをした後に初めて青少年対応の携帯電話を、日本PTA全国協議会が推奨できるものを出していただいた。その変化が保護者に受けとめられていき、いろいろな受けとめ方を会長たちが変えて、今、大きな変化につながるところまで来ましたということを御理解いた

だけたらありがたいと思います。

○清水座長 御説明ありがとうございました。

あとはよろしいでしょうか。

尾上会長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長の相川さんから御説明をお願いします。

○相川会長 一般社団の全国高等学校PTA連合会で会長をしております相川でございます。今日は、私とこの携帯に関する担当の役員という形で、専務理事の金井が同席をさせていただいております。こういう機会を頂戴しまして改めて御礼を申し上げたいと思っております。

そしてまた、私たちが高校生の活動をするに当たりまして、日ごろから内閣府様、総務省様、文科省様、その他関係機関の皆様方にこれまでも御指導をいただいて、高校生のネットに関するいろいろな取組に関しまして御指導いただきましたことを、この場をおかりしまして改めて御礼を申し上げたいと思っております。

そして、私どもの取組としては、A4のペラ1枚の資料で簡単にまとめ過ぎて申しわけないところですが、私どものほうでは、全国の組織の中で健全育成委員会という組織がございまして、そこが中心になってこの取組をしているということでございます。そして、関係団体の中の安心ネットづくり促進協議会様ですとかEMA様の立ち上げのときから、当時、今日もうちの高橋顧問がおりますけれども、当時高橋会長として高校生の携帯・ネットに関するリテラシーの問題を強く、会合があるたびに私たちに訴えてきました。そういうこともありまして、先ほど日本PTA全国協議会さんのほうから、小中でいろいろ学ぶものが多いと。そして、高校生ではまさにそれを持つわけですから、そこからどういうことが起こるのかということが、まず保護者として私たちも学ばなければいけないということを感じておりました。ただ、その前に高校生自体がどういう実態なのかということで、健全育成委員会が中心になって京都大の木原先生に実態調査ということで長く調査をとっていただいております。これは全国の9ブロックから5校ずつ選んで、高校2年生の生徒さんたちに調査を依頼して、高校生たちがふだんどれぐらい携帯を使っているのかというような項目も織り込んで調査をしております。

そして、そのほかには研修会の開催ということでは、全国の会長会議、局長会議という場と、研修会が年2回ありますので、そこでまず全国の会長、事務局長が今どういう状態にあるのかということを知らなければいけない、そこから全国に情報発信を持っていかなければいけないということで藤川先生ですとか、総務省の玉田課長様やEMAのモバイルコンテンツの吉岡様に、まず保護者の役員向けに講演をして頂き、その時々々の現状を伝えていただいているということでございます。

そして3点目は関係機関との連携ということで、ここが非常に重要なところでございまして、資料に挙げているようなワーキンググループですとか検討会、その検討会に今まで

高橋顧問は会長のときから、そして今は顧問としても私たちにバックアップしていただいておりますし、今年度、金井専務にもいろいろな皆様との検討会にも出席をさせていただいて、やはり情報を共有するというのが大事だとおもっております。それを役員会等でフィードバックをして、今こういう状況になっているのだということを教えていただいております。

そして、先ほども出ましたけれども、各地区での研修会、これは保護者向け、教師向け、それぞれ必要性を私たちも感じております。そして、それも総務省様、安心協様の協力を得まして、全国で60組織のうち、2012年度は15組織でスマホの研修会を開催いたしました。約2,780名の参加を得ております。これは保護者ばかりではなくて、学校の先生方も含めての研修会でございます。

そして3点目は、高校生の熟議ということで今取り組んでおりますが、これは私たち全国高P連が主体ではなくて、安心協様のほうの主体で、高校生たちがみずからどういうふうにネットを媒体にしてどういうことができるかということをそれぞれ自分たちが考えていくということで、私たち全国の組織としては、1校でも多くの子どもたちが参加して、その場でともに自分たちが考えていくということをしていけるように参加校の呼びかけをして、後方支援という形で協力をしております。今年度も開催地が広がってきておりますので、高校生が一つでも多く、一人でも多くの高校生が、そういう自分たちの意見を話せる場、いわゆるマイナスばかりではなくて、それをどうプラスに活かしていった活動をするか、どう利用するかということの発想で高校生が参加してくれればいいなというふうに思っております。

2点目、3点目についてはうちの金井のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○金井専務理事 今、御紹介いただきました専務理事をやっております金井と申します。よろしくをお願いします。2番、3番目の説明をさせていただきます。

まず2番目です。青少年インターネット整備法に関する連合会の取組ということで、まず1つ目で、現時点で法整備に向けた直接的な取組なしということで、現在、全国高P連では、青少年インターネット整備法に関して特別な取組は行っておりませんということで、青少年環境整備法というのが具体的にどんなものかとまだ理解できていないというのが現状です。申しわけありません。

2点目の関連する取組は、県連レベルを含め多々ありということで、青少年インターネット整備法に関する直接的な取組はしておりませんが、PC・ゲーム機におけるインターネットやスマートフォンに関する取組は全国高P連や各都道府県レベルでさまざまな取組を現在行っております。これは、先ほど相川会長からお話がありました、全国高P連の代表として高橋顧問が長い間橋渡しとして携わっていただいた成果だと思っております。ありがとうございます。

まず、全国高P連では、EMA様による各県での高校生熟議や安心協さんのキャラバン隊に

よる草の根活動への協力をさせていただいております。また、我々高校生の子どもを持つ親の組織として、自分たちの子どもをインターネットによる悪質な情報から守らなくてはならないという強い思いは持っています。ただ、残念なことに全国高P連として全国のPTAの連合会会長や事務局長に、青少年におけるインターネットの機関等をアナウンスはしているものの、現在、我々子どもを持つ親や学校の教育現場の先生方は、インターネットによる悪質な情報によって子どもたちへ悪い影響があるということについて理解している人は少数だと思われま

す。また、具体的にどのような事故が起きているか、また、事故に巻き込まれないようにするにはどうすればいいかなどを周知しているのですけれども、なかなか周知しきれていないのが現状です。

ですので、我々全国高P連としては、インターネットによる子どもたちの危険性や危険から回避する方法を全国高P連の会員である親や先生方に知っていただくことを継続的に続けることが重要な取組課題であると認識しております。

全国高P連の会員が集まる研修会の機会は、全国の各都道府県市で多く開催されております。そのような場を利用して周知徹底していくのが我々全国高P連の役割だと思っております。

例えば、私は群馬県から出ているのですけれども、群馬県の例で言うと、まず全国大会という全国高P連の大会がありますけれども、1万人規模の大会があります。また、関東大会というのがありますけれども、これは3,000名から5,000名規模の大会、あとは県の総会や指導者研修集会、これは300から500、いろいろな研修会があります。また、そのほかに生徒向けの特別の授業を持っておりますので、そういった中で周知・アナウンスをしていくことができると思っております。そのような研修会、講演会、勉強会の場でインターネットの危険性や回避方法を周知していく取組を全国各地の県連と連携して進めております。これが2番目です。

3番目、青少年のインターネット利用に関する今後の課題ということで、青少年のインターネット利用に関する今後の課題は、先ほどお話しした、周知徹底することが最大の課題だと認識しておりますが、そのほかとして、まず1つ目、青少年の犯罪における被害者、加害者になり得る問題、インターネットの世界で青少年がいろいろな被害者になることはこれまで問題になってきましたが、最近ではニュース等で報道されているコンビニやハンバーガーショップでアルバイト店員がフェイスブックやツイッターで冷蔵庫の中の写真や商品のハンバーガーの上に乗って、写真を世界中に発信することが話題になっています。これはアルバイトの雇い主の企業から訴訟されるような問題で、青少年が加害者になっているケースです。今後は、青少年が被害者になり得るケースと加害者になり得るケースの両方の問題を課題として取り扱うことが必要だと認識しております。

2つ目は、学校生活の問題、ネットのいじめ、学校裏サイトの問題です。

ネットによるいじめや学校裏サイトの問題も根強く残っています。PTAとしても学校から

いじめがなくなるよう学校と密に連携をとり、早期の発見と早期の対応が必要であると認識しています。

また、学校裏サイト問題では、民間のネットパトロール会社と連携して継続的なパトロールを行い、裏サイトの撲滅を行っていくことが必要だと感じています。民間のパトロール会社は、各都道府県の教育委員会での契約となっておりますが、全国高P連でも都道府県に民間による学校裏サイトパトロールサービスがあることを周知していきたいと思っております。

続いて、家庭生活の問題、ネット依存による生活時間の乱れということで、先日、ネットの青少年の割合が新聞等で発表されましたが、PCやスマートフォンから離れられない子どもの割合がふえてきています。ネット依存により昼と夜が逆になり、不登校になったり、引きこもりになったり、実社会との接触がなくなり、正常な生活が送れていない子どもがふえているのが現状です。この問題も我々親がネットの危険性を認識し、学校や地域社会と密な連携をとり、子どもたちがネットに依存しない環境をつくることが大切であると認識しています。

以上のような課題を踏まえ、全国高P連として利用者（子ども）と保護者、PTAと学校関係者が連携をとり、問題解決が行われるような対策を整備していく必要があると認識しています。

それと、当然、国の機関とも連携をとり対応していかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

それと、ここには書いていないのですけれども、後で4番の依頼事項であります、先ほど会長からお話があった「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」の構成メンバーをやっておりますが、その中で議論されたソーシャルメディアガイドラインについて、企業や大学だけではなく、高校等にもガイドラインを展開する必要があると強く感じております。高等学校の現場では、恐らくSNSに関するガイドラインの導入は皆無であると思いき、スマートフォンやアプリによる危険性の認識を持っていないのが現状です。ですので、まずは危険性の認識を持ってもらい、危険性を回避するためのガイドラインの導入は必須だと考えております。また、導入するのであれば、高校生が使う上で、高校生が使うスマートフォン環境に合った内容とすることが必要だと思っております。また、ソーシャルメディアのリスクと正しい付き合い方といったような教育ビデオの制作も必要だと思っております。

以上のような2つのテンプレートを作成し、興味を持った単位PTA、学校から徐々に策定していくのがいいのではないかと考えています。

また、安心協さんの検討部会で検討されているILASの高校生への浸透を支援することも全国高P連の課題であると認識しております。全国各地で行われるPTA研修会を利用してILASを実施し、保護者と高校生のリテラシー水準や必要とされる課題を明確にすることが今後必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○相川会長 4番目の政府に対する要望事項ですけれども、政府に対する要望事項は、今、金井専務のほうから話が出ましたソーシャルメディアガイドラインのテンプレートの作成ということで、これは高校生に対してもぜひ必要ではないかということでございます。

そして、今般の参議院選挙からネット選挙ということで始まりましたけれども、その新しい制度に関する周知徹底が、どういうふうに使おうとどういう違反になるのかというところが青少年に十分に伝わっていない状態の中でスタートしたのではないかというふうな思いを持っております。その辺のところでの周知徹底がこれから必要ではないか。

そして、引き続き、今までも御支援いただいております有識者、専門家等の学校派遣への支援策、これは保護者が学ぶということ、教師が学ぶということは、教員の研修等でそういうプログラムもあるというふうにも聞いておりますが、保護者と教師が同じテーブルに着いて同じことを聞くという形で、そういう機会を1校でもふやしていきたいというふうに思っておりますので、そのための御支援をしていただきたいと思っております。

あと、商品機能に関して予測される諸問題の事前対応の徹底、いわゆるフィルタリングということに関しまして、フィルタリングをつけなければどうなるかということが事前に把握されて、商品化する段階で事前にわかるわけですね。それであれば、その規制機能の重要性というか、そのフィルタリングの規制をしなければどうなるかということを中心に商品開発の段階でチェックをしていただきたい、そして、その対応策をきちんとユーザーのほう、いわゆる高校生、青少年、保護者のほうにきちんと伝えることが必要ではないか。伝えても伝えても、子どもたちは自分の使いやすいほうに切りかえてしまうというイタチごっこになるかもしれませんけれども、そういう商品開発の部分での問題というのがあるのではないかというふうに思っております。

これは、青少年に対する商品販売時における規制告知の徹底は、購入する段階での説明責任ということは随分行われるようになってきましたが、やはりまだまだ店頭によっては余り説明されていないということも伺っておりますので、そういう意味で書かせていただきました。

そして、高校生の問題、加害者になる、被害者になるということで、今、LINEの問題も事件として取り上げられておりますが、ああいう形で事件があると、LINEそのものが悪いというようなとらえ方をされますけれども、LINEそのものが悪いのではなくて、それをどういうふうにして使っていくのかというところが、私たち保護者と子どもたちと一緒に理解をしていかなければいけないのかなと思っておりますが、そのLINEのところでの、LINEに関するフィルタリングの問題ですとか、その辺のところも、新しい商品が出るとこういうリスクがある、こういうプラスがあるというところを、プラスがあるところは別にプラスでいいのですが、リスクがあるというところに対してはきちんとした対応策をして、いわゆる使う側に対しての周知ということをお願いしたいと思っております。

以上でございます。簡単ではございますが、全国高P連としての考えを述べさせていた

いただきました。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 御発表ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

本日の御説明の4番目に、「青少年のインターネット利用に関する課題」を整理していただきまして、最後に「現状の課題を踏まえた利用者、保護者、学校等関係者の連携による対応策」の整理と問題を整理していただきました。その連携の一つの方向性として、「保護者と学校等関係者が同じ場で学ぶ機会を保証」していただけないかという御提案がありました。もう一方で私が注目させていただいたのが、先ごろ厚生労働省が発表された、いわゆる「ネット依存症」に陥っている青少年の実態から考えますと、まず当事者である高校生が気づいて、みずから自律的に課題解決をしていく方向性も重要かと思いました。

先ほど、日本PTA全国協議会の尾上会長は、「いずれかのときに」という場合で、恐らく「高校生になったら持つであろうということはかなり確率である」という問題認識をお持ちでした。そうであるならば、高校生がいかに主体的に状況を認識し、課題、リスクを克服していくかという取組も重要だと思うのです。ヒントとして、「高校生熟議」というのが効果を持っているのではないかということで、さらに参加校の呼びかけをしていきたいというふうに御提案もされましたが、高校生が主体的に携帯電話あるいはスマートフォンが持っている課題を解決していく方向性として熟議が一例としてはあると思うのですけれども、何かほかにあり方とか展望とかはお持ちでしょうか。私も高校生が主体的にということがとても大事だと思っていますので、御検討されていることや、あるいは展望をお持ちでしたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○相川会長 具体的に、まずは高校生と保護者と学校が同じ場で情報を共有すること、私はここが本当に大切なことだと思っています。ですから、今、安心協さんとか総務省さんの事業で、県単位で講習会、研修会を行っております。そして、昨年度、私のほうの高校の一例ですと、小中の保護者、そして高校が企画をしましたが、地域の小中の保護者にも研修会に参加していただきました。そして、それを広げていくということが非常に大切だなと。高校生の授業だから高校生だけやればいいのではなくて、小中の保護者にもというのは、日本PTA全国協議会さんが言ったように、高校生になったら必ず持つのです。合格発表を見て、自分の番号を見て、あった、合格した、ニンジンがぶら下がっていますから、すぐ次に走るのはジョップなのです。そういうのが実態なのです。ですから、私たちは小中の保護者に特に聞いてもらいたいということで、小中の保護者を交えての研修会をしました。そういうことが今県単位で行われていますけれども、地区や、私のところの地区は高校生と保護者とを交えてできないかなということも考えております。そして熟議は、まだ私たち自身も参加校を集める呼びかけをしていくという後方支援で終わっているのですが、その後、今後どうしていくかというところは、まだ具体的などころが見えてい

ないのですが、その辺は高橋顧問、ヘルプです。

○高橋委員 今、相川会長が言ったのはよくわかるのですが、ここ四、五年の間に、以前は日本PTA全国協議会さんとはとにかく持たせないという話があって、持たせないのだからこういった話をしてもしょうがないみたいな排他的な感覚があって、高校は現実問題持っている。持っているから子どもたちに何を教えなければならないか、そのギャップが物すごく大きかったのです。ところが、今は小中も実際持っているということがありますので、お互いに距離は縮まって連携がとれるようになった。そういった意味では、やる時にお互い声を掛け合って、両方参加型の研修会をとにかく数多くやるということは非常にいいことだと思っています。

熟議に関しては、今、高校生が何を考えているか、毎年やると毎年同じような答えが出るかもしれないけれども、そういった年代の子どもたちが自分たちで考えて、今の使い方はまずいよねと。去年もここで報告させてもらったのですが、ネット依存というのはあるよね、それはしてはだめだよよねというのが子どもたち自身の声から出てくるということがありますので、やはりみずから考えて自分たちで制御していく、そういった自立心を育てる意味でも、そして、子ども同士の伝達というのが一番なのです。親が強制的に言って、先生が強制的に言うよりも、子どもたちが友達同士で意思の伝達をするということが一番確かな伝達方法なので、それをうまく利用してみずから考える力というのをネットに関してはやっていくという方向で目指しています。これからも根気強くやっていきたいと思っています。

○清原委員 ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに。

○金井専務理事 今回の回答で1ついいですか。意見なのですが、最後にソーシャルメディアガイドラインを各高校でつくればいいのかという話があって、多分総務省さんから後で説明があると思うのですが、これを熟議を使って、テンプレートを国が提供して、もう本当にどんなことが危険なのかという使う側の人間が認識しながらこのガイドラインをつくらせるなんていうのはいいのではないですか。一つの意見です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、最後にまた意見交換の場がありますので、よろしく申し上げます。

続きまして、一般社団法人ソーシャルゲーム協会副事務局長の朝倉さんから御説明をお願いします。よろしく申し上げます。

○朝倉副事務局長 ソーシャルゲーム協会事務局の朝倉と申します。よろしくお願いたします。今日は非常に貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日、私どもからは、非常に新しい業界団体ということでもございますので、業界がどういった取組をしているかというようなことについて御説明をさせていただければと思

ます。

お手元に資料が3-1から3-4はリーフレットなのですが、4つございますけれども、メインとして使わせていただくのは3-1でございます。3-2は7月25日に初めて自主規制のところプラットフォーム運営体制の認定を行いましたので、そのリリースというふうになっていまして、3-3がその添付資料という形で、適宜後で御参照いただければと思います。

それでは、3-1を1枚おめくりいただきまして、まず、簡単ではございますけれども設立までの背景というところで少し御説明をさせていただければと思います。

ソーシャルゲームというのは、言葉自体もまだまだおわかりにならないとか初めて聞くとか、そういう方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、基本的にはスマートフォンや携帯電話上で行われるコミュニケーションを使ったゲームというふうにとらえております。いわゆるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）というプラットフォームの中で遊んでいただくゲーム、これがソーシャルゲームというような定義をさせていただいております。

これはフェイスブックなんかを通じてなのですが、2007年ごろソーシャルゲームができたというふうに言われておりまして、ただ、実際にそれが大きく市場として発展したのは、どちらかという日本でございます、これはやはり携帯やスマホの文化というのが日本で早く盛り上がってきたというようなこともあったかと思えます。

もともと、先ほど来ありましたけれども、コミュニティーサイト、いわゆるSNSサイトでも非常に多くの問題が起こってきまして、それに対してはEMAさんを初め、我々業界側も一生懸命取組をさせていただいて、犯罪被害児童数というのを減らしてきてはいるのですけれども、今度はスマートフォン、ソーシャルゲームというのが非常に急速に普及したというか、市場が急速に拡大したということに伴いまして、このソーシャルゲームにおいても非常に大きな問題が起こってきたということがございました。

これは、言うまでもなく、昨年非常に世間をにぎわせて大変申しわけなかったのですけれども、いわゆるコンプガチャの問題とか、そういった問題でソーシャルゲームの市場がいち早く立ち上がったがゆえに対応が後手後手になってしまったということがございました。それを受けて、SNSのプラットフォーム会社、後で名前が出てきますけれども、その6社が中心になりまして6社連絡協議会というのを立ち上げさせていただいて、幾つかガイドラインをつくってまいりました。

そのガイドラインを各事業者にも守ってもらって自主規制の枠組みをしっかりと運用していくために業界団体を立ち上げる必要があるかということで立ち上げたという形になってございます。

3ページ目でございますけれども、実際に業界団体を立ち上げるときには、連絡協議会の後に数回準備委員会というのを開催させていただいております。コンプリートガチャ問題を受けて、ガイドライン自体は6社連絡協議会で出させていただいたのですが、その後、

準備委員会を7月から9月まで、有識者の先生、学識経験者の先生に出していただきましてやらせていただいております。その結果、この団体ができたというのが設立までの経緯でございます。

おめくりいただきまして、4ページ目でございます。協会の概要でございますけれども、団体名は一般社団法人ソーシャルゲーム協会ということで、英名の略称はJASGAという形になってございます。参加者ですけれども、先ほど私が6社と申し上げたのは、こちらに書いてございますソーシャルゲームプラットフォーム事業者6社でございます。上からグリーンさん、サイバーエージェントさん、ディー・エヌ・エーさん、これはモバゲーをやっている会社でございます。サイバーエージェントさんはアメーバピグとかアメブロとか、そういったサービスを展開されております。それから、ダウンゴさん、これはニコニコ動画というサービスを展開されております。それから、ミクシィさん、それから、もともと業界団体ができたときにはNHNジャパンという会社名だったのでございますけれども、4月から社名変更されておましてLINE株式会社という形になっています。これがプラットフォーム事業者6社でございます。

それに加えてまして理事会社といたしまして、従来からいわゆるコンソール型ゲームと申しますか、例えば任天堂さんのファミコンですとか、あとはソニーさんのプレステとか、そういったところにゲームを提供されていた大手の会社さんが多く入っていらっしゃるコンピュータエンタテインメント協会さん（略称CESA）、それから、日本オンラインゲーム協会さん（略称JOGA）、これはどちらかというPCのゲームが中心なのでございますけれども、オンラインゲームをやられていて、今ですとパズドラで有名なガンホーさんとか、そういった会社が理事会社になっております。

それに加えて、実際にゲームをつくっていただいている会社さん、ソーシャルゲーム提供会社さん、それから、関連事業者ということで、例えばNTTドコモさんとか、KDDIさんとか、ソフトバンクモバイルさんとか、そういった会社にも入っていただきまして、7月1日現在では会員企業・団体数ということでは73社となっております。

おめくりいただきまして5ページ目でございますけれども、組織図としては一般的な社団法人でございますが、後で何をやっているかということをお説明させていただきますけれども、一つは肝になってくるのが自主規制を行う団体でございますので、自分たちの業界で自分たちを自主規制するというので、いわゆるお手盛りにならないというために諮問委員会というのを設けさせていただいて、理事会から諮問をしていただくという形をとらせていただいております。

おめくりいただきまして6ページ目でございます。こちらに組織の詳細ということで、左側役員を見ていただきますと、先ほど申し上げましたプラットフォーム事業者6社それぞれ、共同会長ということではグリーンさん、ディー・エヌ・エーさん、それぞれの社長が就任いただいております。それから、理事ということであると、先ほどの残りの4社プラス2団体の会長様・社長様がつかれております。

そして、右側に行っていただきまして諮問委員会でございますけれども、安心協の会長である堀部先生に委員長になっていただきまして、それから、準備委員会のときから委員でいらっしゃった慶應の奥出先生、ECネットワークの原田様、弁護士の森先生、全国消費生活相談員協会の石田様、この5名の方に諮問委員というふうになっていただいて、我々の取組についていろいろ検討していただいているというか、これが正しいのかどうなのかというような御意見をいただいているということでございます。

それから、下に参りまして委員会ですけれども、このJASGAには3つの委員会がございます、1つが自主規制委員会、2つ目が啓発委員会、それからCS品質向上委員会、こちらの内容については後で御説明をさせていただきます。

それから、全体をまとめるいわゆる幹事会のような組織として運営企画部会というのを持っております。啓発委員長と事務局長だけ特別にお願いいたしまして慶應の中村先生にやっていただいておりますが、ほかは事業者で各委員会の委員長をやらせていただいております。

では、おめくりいただきまして、実際のJASGAとしての活動内容ということで7ページ目でございます。JASGAとしては、将来的には産業振興による経済の発展への寄与というようなところまで掲げさせていただきたいというふうに思っていますが、まずは利用環境、しっかり青少年を守っていく、あるいはユーザーの方を守っていく活動をさせていただきたいということで、まずは3つの活動をやらせていただいております。

1つがソーシャルゲームに対する自主規制、2つ目が青少年等に対する啓発活動、3つ目がカスタマーサポート（CS）品質の向上のための活動ということになります。それぞれ活動内容について細かく御説明をさせていただきます。

では、まず自主規制のほうになりますけれども、おめくりいただいて8ページでございます。こちらの図は、先ほどのリリースの添付資料の図と全く同じでございます。まず見ていただきたいのが、今までも数々の問題が起こってきたからそのようなのですけれども、「個社の取組」ということで真ん中の取組はさせていただきます。これはどういうことかということ、プラットフォーム事業者、先ほどの6社が実際に自分たちのプラットフォームにゲームを出していただくときにはソーシャルゲームの提供会社様、実際にゲームをつくれる会社様に規約というものを提示させていただいて、その規約を守っていただくという前提でゲームをプラットフォームの上に乗せさせていただいて、そういう運用をさせていただきます。つまり、そのプラットフォーム事業者は、規約違反があればゲーム提供会社にここはおかしいのではないかというような指摘をさせていただいて直していただく、もしくは直さない場合には、そのプラットフォームからは外れていただくという運用をさせていただきます。これが真ん中の図でございます。

JASGAの自主規制は、その外側にありまして、この右上のところにJASGAというのがありますけれども、基本的にJASGAというのはガイドラインをつくります。ガイドラインについては後で説明をさせていただきますけれども、守るべきガイドラインをつくらせていただ

きまして、それに基づいてプラットフォーム事業者がしっかりした運用をしているかどうか、ソーシャルゲーム提供会社にそのガイドラインを守っていただくような規約をつくっているか、そういったことをチェックさせていただき、そういう形になります。

プラットフォーム事業者はJASGAに対して認定を求めてくるというような仕組みになっておりまして、JASGAはそれを受けまして、こちらの右下に書いてございますけれども、今回はEMAさんに、今までSNSのときから審査業務をやっていただきまして非常にノウハウをお持ちだということもございましてEMAさんをお願いをしまして、JASGAの認定業務にかかわる審査をEMAさんに受け持っていていただいております。EMAさんは、実際に書類をプラットフォーム事業者から提出してもらって、今回の認定に当たっても資料のやりとりは幾つかありましたけれども、そういうやりとりをしながらしっかりとした体制ができているかどうかというのを確認していただきます。それに基づきまして、EMAさんから審査結果というのがJASGAに送られてきまして、これは④番ですけれども、それでもってJASGAとしては⑤番のところの認定ということで、この7月25日に3社を認定させていただいたと、そういう自主規制の仕組みになってございます。

続きまして、9ページ目でございます。自主規制に関する組織構成ということですが、基本的には自主規制委員会という組織が基準とかいろいろな実際の運用のところの規則とかをつくらせていただきます。それを受けて、その内容について理事会で検討し、さらには諮問委員会でチェックを受ける、そういうような仕組みになっているという御説明になっております。先ほど申し上げたように、こういった流れを受けて、最終的には3社が認定されたと、現状そういう形になっております。

続きまして、10ページ目でございます。どういう基準になっているかというところでございますけれども、基本的にはお客様が安心して利用できる環境が構築されているかどうか、そういうことになります。1つ目は、ソーシャルゲーム等に関する体制についてということで、各社、プラットフォーム事業者はパトロールとかをやっておりますけれども、これがちゃんと有効に機能しているかどうか、そういったところをチェックします。

2つ目が、ゲームの提供事業者に、ちゃんとルールが守られないときは指導とか指摘をしているか。それから、規約等を一方的に与えるだけで、ちゃんと内容を理解するような取組を行っているか、そういったところのチェックをさせていただきます。

それから、プラットフォーム自体の管理についてということで、自分たちのプラットフォーム自体にもちゃんと自主規制がかかるようなガイドラインの整備というのがされているかどうか、それから、2つ目はよく問題になりますけれども、特に課金のところですが、青少年保護措置ということでそれぞれ、例えば18歳未満であれば5,000円とか1万円とか月間の利用金額の制限を設けておりますが、そういった保護措置がきちんとされており、なおかつ有効に機能しているかというところをチェックします。

それから、これもよく問題になりますけれども、リアルマネートレード対策ということで、仮想のアイテムなんかを外部で売買するようなことをちゃんと規約で禁止して、それ

をしっかり監視しているかどうか、そういったところでございます。

それから、実際に利用していただいているユーザーから情報提供があった際には、それに対してしっかりとした対応をしているかどうか、そういったところの管理のチェックでございます。

最後は運用及び認証ということで、このJASGAに対しての認定の申請をしていただく体制がちゃんと整備されているかどうかというようなことになります。

では、おめくりいただきまして11ページでございます。今まで策定したガイドラインの概要ということでございますけれども、基本的には6社連絡協議会のときにつくらせていただきましたガイドラインを改訂するような形で中身的にはそれに沿った内容になっております。1つ目がゲーム内表示等に関するガイドラインというものでございまして、これはいわゆるガチャ、お金を払って買っていただくアイテムなのですが、それがランダムに出てくるのですが、いわゆるレアアイテムとか珍しいアイテムがどれぐらいの割合で出てくるかというような表示。それから、そのレアアイテムがどれぐらいあるのか、それから、サンプルアイテムがどれぐらいの割合で提供されるのか、こういったところの表示をさせていただく。これによって実際にガチャでアイテムを買われるユーザーが合理的な判断ができるようにさせて頂くということでございます。

それから、コンプリートガチャ等に関するガイドラインということで、もちろんコンプガチャ自体は法律違反ということもありますので禁止でございますけれども、コンプガチャに似ていて、全くコンプガチャと同じものだとは言えなくても、基本的な仕組みだとか大体仕組みは同じだというようなものに関しては禁止をするということで、類型を表示しながらこういったことはやらないという形で定めさせていただいております。

それから、先ほど申し上げたリアルマネートレードの対策ガイドラインですが、どういう監視体制をしているかとか、実際にされづらいような取組をしているかどうかとか、そういったことのガイドラインになります。

以上が自主規制の御説明になります。

次のページ、おめくりいただきまして12ページ、啓発活動の概要ということでございます。添付させていただいているリーフレットも啓発活動の一環として作成させていただいたものでございますけれども、基本的にはユーザー向け、特に青少年向けについて多く活動をさせていただいています。リーフレットを作成するとか、各種イベント参加、これは後で表でも出てきますけれども、先ほど来お話で出てきました高校生ICT Conference（旧高校生熟議）なんかにも参加させていただいていますし、それ以外にも高校にお伺いしたり、そういったこともさせていただいております。

それから、あとはソーシャルゲーム提供会社向け、これは実際にゲームをつくられる会社様が業界の健全化に向かってしっかり努力をしていただくための説明とかそういう勉強会なんかをやらせていただくということになります。産業全体向けというのは、まだなかなか手がつけられておりませんが、今後ということでこういうこともやっていきたいとい

う内容でございます。

おめくりいただきまして、次の表でございますけれども、こちらは今年度ということで、実際は昨年11月から立ち上がった団体でございますので、昨年度、JASGAの場合3月末が年度の終わりでございますが、昨年度自体はそれほど多く数はやらせていただいております。ということで、2013年度分というところから挙げさせていただいておりますけれども、表のグレーアウトさせていただいているのが実施済みのものでございます。先ほどありました先生方向けも、つい先だって7月26日、8月1日と東京都消費生活総合センターさんの主催で教員向けの講座ということでやらせていただきまして、それぞれ60名、40名ぐらいの参加をいただいて、実際にiPadなんかをさわっていただいて、お子さんたちがどういうふうに使われているとか、例えば飯田橋のほうではディー・エヌ・エーさんに協力していただいたのですけれども、commというサービスを使わせていただいて、実際にLINEでどういうやりとりをされているかというのを先生に知っていただくような講座をやらせていただいております。

これ以降も安心協さんとか、まだまだJASGA自体は非常に認知度が低いので、JASGAに直接来る案件というのはそれほど多くないのですけれども、安心協さんから御紹介いただいたり、EMAさんから御紹介いただいたり、そういったところから徐々に依頼が来ているという状況でございます。

それでは、おめくりいただきまして最後になりますが、CS品質向上のための活動概要ということで、こちらは真ん中がJASGAの位置づけになりますけれども、1つは、実際のお客様からの相談受付窓口というのをJASGAのホームページに設けさせていただいております。あと、これは代表電話ではございますけれども、電話でも対応させていただいております。

それから、もう一つは消費者センター様もいろいろ各社事業者に御連絡するというのがあるのですけれども、そういうところでもなかなか落ちがつかないとか、あるいはどこに電話したらいいかわからないといったことに関してもいろいろ連携をさせていただいたり、あるいは最近消費者センターさんではどういう問題が起こっているのかというのをいち早く私どもがそれをお聞かせいただけることによって、その問題に対して素早く対処していく、そういったところのための活動としてCS品質向上のための活動というのをやらせていただいております。こういったことを通じてユーザーの方にさらなる利便性というか、問題が起こらないようなゲームの環境をつくらせていただくということをさせていただきたいと思っております。

以上がこの資料の御説明ではございますが、先ほどPTAの皆様から、この業界の動きというのは早いのでなかなかキャッチアップするのが大変だというお話がありましたので、ぜひそういったときにはこういう業界団体をうまく御活用いただけたらと思っております。やはり、個社さんでも、ディー・エヌ・エーさんもグリーさんもほかの会社さんも結構一生懸命やられてはいるのですが、なかなか個社だと自分たちのサービスを宣伝するのはいかと思われたりして抵抗があるようなところもあるかと思っておりますので、そういったと

きにはぜひこの業界団体をうまく御活用いただきましてやらせていただければ、私どもとしてもそういう青少年の問題というのは起こしたくないと思っていますので、そういったところでぜひ連携をさせていただきたいと思っております。

それでは、今日はありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

御質問ございましたらお願いします。

どうぞ。

○尾花委員 御説明ありがとうございます。JASGAさんの活動には大変期待をしています。

そこで、1つ教えていただきたいことがあります。プラットフォーム事業者に対して認定をされていますが、極端な例を申しますと、認定をもらった翌日からは手を抜くこともどこでもできると思うのです。EMAの認定などももちろん同じなのですが、そういったことが行われなためにもパトロールが大変重要になってくると思います。日々増え続けるソーシャルゲームの中でパトロールを充実させるには大変費用もかかるし、ワークもかかります。そこをどのようにうまく回していけるのかが、ちょっと気になっています。

というのは、パトロールに対してソーシャルゲーム会社なりプラットフォーム事業者なりが費用負担をしなければいけないのだとすると、優良なプラットフォーム事業者やソーシャルゲーム会社ほど、「我々は認定のクオリティーをずっと保っていきますから、パトロールしていただかなくても大丈夫です」と途中で費用負担を切るようなケースも出てしまうのではないかと思うからです。自分たちでセルフコントロールできるから大丈夫だと優良な企業が抜けてしまうと、それをまねして「自社管理します」と認定を受けなくなる企業が出る可能性があります。そうなってしまうと、せっかくつくった体制がなし崩しになってしまうので、このパトロールの部分はどうやって回される予定なのか、今後という意味も含めて今見えている範囲で教えていただければ、私たちも安心できます。よろしく願いいたします。

○清水座長 簡単をお願いします。

○朝倉副事務局長 御質問ありがとうございます。

パトロールについては、今、私どもでは考え方は一応整理させていただいているところなのですが、基本的には問題の一つは、我々も相談窓口というのを持たせていただいているので、そこで問い合わせが多いようなものというのを一つターゲットにしています。もう一つは、ユーザーが多いとか売り上げが多いというのをどういうふうに判定するかという問題はありますけれども、そういった影響度の多いものですが、そういったものを重点的にまずはやらせていただきながら徐々に広げていこうというふうに考えていまして、御指摘のとおり、最初から全部をやるというのはなかなか難しいですし、また、ソーシャルゲームの特性として日々変わっているもので、四六時中ずっとやっているというのは難しいので、何とかそこはランダムでやりながらも効果的なやり方をするということで、先ほど申し上げたような問題が多く発生していると指摘をされているゲーム、それから、

影響度の多いゲーム、そういったところをまずは重点的にやらせていただくというふう
に考えております。

○清水座長 ほかに御質問ありましたらお願いします。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 今の質問と若干かぶるところもあのですけれども、今、ここにプラットフ
ォーム事業者6社というふうに入っているのですけれども、ここにLINEさんも入っている
のですけれども、LINEゲームをやるだけならいいのですけれども、基本的にここに参加し
ている会社は、EMAさんを初めそういったきちんとした認定をもらっていくと。当然、巡回
だとか削除命令だとか、そういったいろいろなこともやっていくのだという前提で皆さん
認識して集まった6社だと思うのですけれども、一部LINEさんなんかは、今、EMAの認定が
通っていないのでフィルターをかけたならLINEさんはつながらないと。では、LINEを使うた
めにフィルターを外すというような悪い影響もうわさ話が出始めている。こういったもの
に関しては全く皆さん方の耳には入っていないのでしょうか。それをお伺いします。

○朝倉副事務局長 御質問ありがとうございます。

LINEさんの話については、私どももいろいろな会議に出させていただいたり、先ほどの
高校生熟議とか、今はICTカンファレンスですね、そちらに参加させていただいたときとか
いろいろな場所でお話を聞くことはあります。ただ、私どもの、なかなかここが説明しづ
らいというところではあるのですが、ソーシャルゲーム協会の自主規制の枠組みの中とい
いますのは、やはりソーシャルゲームという、プラットフォームの中のソーシャルゲーム
においての問題が対象というところになってしまうものですから、LINEさんの独自のサー
ビスであるLINEというもの自体までは、私どもの自主規制の枠組みというのは効力が及ば
ないのです。なので、そこは業界の一個人として考えると、もちろんLINEさんにそういう
健全な取組を更に強化してやってほしいという思いはあるのですが、ただ、それを我々の
協会として、LINEさんに言えるかという今今の仕組み上は難しいところで、LINEさんもい
ろいろ対策を検討されたり、啓発活動をやられていると伺っておりますが、実際のところ
どこまでやろうとしているかというのは我々もまだ全部わかっているわけではないのです
けれども、その部分は我々も認識していますし、今の我々の自主規制の枠組みではそこ
には効力が及ばないというところをご理解頂ければと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

まだあるかもしれませんが、意見交換の時間がございますので、そのときにお願いま
す。

それでは、議題2、報告案件でございますが、内閣府から御説明をお願いします。

○山本参事官 内閣府からは青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムについて
御報告をさせていただきます。資料4をごらんいただきたいと存じます。

このフォーラムの開催につきましては、前回の検討会におきましても御報告をさせてい
ただいたところでありまして、開催の日程が固まってまいりましたので改めて御説

明をさせていただきます。

開催時期につきましては、今年の10月から来年の2月にかけてでございます。開催場所は全国の8か所、北海道から沖縄まででございます。参加者でございますが、各地域で指導的な立場にある先生方あるいは保護者の方々ということでございまして、各開催地につきまして延べ300人から500人を予定してございます。開催の日程につきましては、参加者相互の理解を深めていただくということで2日間としてございます。ただ、北海道につきましては、今回は旭川の開催ということでございまして、交通事情を考慮しまして1日ということでございます。

概要でございますが、まず1日目は、国から内閣府、総務省さん、経産省さん、文科省さん、開催地の自治体が御参加をいただきまして、有識者による基調講演、パネルディスカッションなどを行います。また、2日目は安心ネットづくり促進協議会さんの御協力をいただきまして、各種事業者団体の方々から最新の情報提供、あるいは体験型の学習を行っていただく予定でございます。先ほど御説明いただきましたグリーンさん、ディー・エヌ・エーさんを初めとしまして、LINEさん、ミクシィさん、デジタルアーツさんなどの事業者から御参加をいただけるというふうに御連絡をいただいております。

また、開催地によりましては、それぞれの地区の企画ということがございまして、高校生による演劇あるいは討論がありましたり、あるいは地域のインターネット事情全般にかかわるパネル展示なども予定してございます。

また、埼玉の会場におきましては、先ほども少し言及がございましたけれども、聖心女子大学においてソーシャルメディアの扱いのガイドラインを策定されて活用しておられるというところで、そうした取組の御発表もいただく予定でございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。こちらが開催スケジュールの一覧でございます。10月31日の北海道旭川から2月7日・8日の広島にかけまして順次開催をしております。なお、出席者の先生方につきましては、現時点で確定している範囲でございますけれども、11月5日・6日の沖縄での開催におきまして曾我委員、それから、来年1月23・24日の宮城の開催におきまして尾花委員ということで、御講演とパネルディスカッションへの御参加をお願いしているところでございます。大変お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

なお、今回各地区8か所で行いますけれども、開催県の中には地域のコンソーシアムなどを立ち上げてまして地域の連携強化に大変熱心に取り組んでおられるところもございまして、よろしければ本検討会におきましてもそうした地域における取組について御発表いただければどうかというふうに考えているところでございます。

内閣府からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして総務省から御説明をお願いします。資料5でございます。

○玉田消費者行政課長 総務省でございます。

資料5-1、5-2でございますけれども、資料5-1でありまして、私どものほうで開催しております利用者支援を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会、諸問題研と言ったりしておりますけれども、こちらで昨年12月から「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」という場を持ちまして、その中で多くの課題を検討してまいりました。その報告書の本体が5-2でございますけれども、安心安全強化戦略という全体の中に3つの部門を設けまして、それぞれイニシアチブを整理したところでありまして。本日、この場に関係しますのは第3部ということで、スマートユースイニシアチブという形でございます。意味合いとしましては、しっかりしたリテラシーを身につけた青少年がスマートに利用していく、こういうことでユースとユースの掛けことばでもございます。

こういった中で、概要5-1をもとに御説明とさせていただきますけれども、3ページをごらんください。まず、事実関係としましてソーシャルメディア、これはスマートフォンを利用する上で非常に典型的な利用ということで実態調査をしておりますが、利用動向としましては、下のほうでコミュニケーションアプリとSNSと分けてございます。コミュニケーションアプリと申しますのは、ここではLINEであるとかcommなどの、スマートフォンで新しく伸びてきたアプリケーションを想定してございます。こちら、ほぼ毎日使っているというふうに言っておりますのは、中学生で92%、高校生で80%ということで、若い世代ほど積極的に使っているという状況でございます。

それから、4ページでございますけれども、そうしますと、スマートフォンのアプリケーションを利用する上での現状と課題、青少年インターネット環境整備法でも申しておりますように2つのポイント、1つはフィルタリングの推進、もう一つはリテラシーの向上、こちらはスマートフォン時代においても非常に重要な課題だということ。加えて、特にソーシャルメディアの利用が進む中で幾つか論点が指摘をされております。キーワードで拾ってまいりますと、コミュニケーションアプリがプラットフォーム化していくというふうな、それぐらい利用が拡大する中で課題はどんなものが生じているのか。それから、システム上の技術的な動作の同期化ということのほか、行動の同期化ということから、善意のデマ、あるいは炎上のリスクがふえているのではないか、あるいは、プライバシーに配慮し、年齢・性別に応じたリテラシー向上の取組が必要ではないか。さらには、さまざまな事業者がかかわっているスマートフォンは、利用者がサポートを受けにくいのではないかと。さらには、提供事業者サイドのモラル向上ということ、あるいはアプリケーション事業者に対しても啓発が必要ではないか。そして、青少年の利用の実態、保護者の意識の乖離、こういったところをどう埋めていくかなどが指摘をされておるところでございます。下に書いておりますような①②③の点について整理をしたものでございます。

5ページであります。まず、フィルタリング環境のお話でございます。この無線LANの接続、アプリに対する端末でのフィルタリングに関しましては、事業者において仕組み

を整えつつあるというのが実態でございます。詳細は本文のほう、例えば172ページというところを後ほどお目通しただけですと、どういう形で出ているかというのがおわかりいただけようかと思えます。

それからまた、フィルタリングがかからない場合があるということについて認識されているかということについては、青少年自身が6割程度、その保護者となると4割程度ということで、残念ながら高い状況にはありません。低年齢層ほど利用も広がっている。特に先ほど申しましたコミュニケーションアプリは92%の中学生がほぼ毎日利用しているということでもございましたり、あるいはここに書いてございませんけれども、無線LANを使っていますかという質問については、利用しています、あるいは時々利用していますという答えが中高生で85%であります。

そういったことでフィルタリングに関する課題として、フィルタリング自体を推進することとともに、第三者機関による認定ということもしっかりやっていくべきでしょう。特に青少年における利用が伸びているアプリにおいては、その認定を受けていないものもあるという中で、しっかり積極的に対応いただくべきではないかというふうな指摘もされておるところでございます。

それから、下のほうで必要な対応ということで、本編で言いますと175ページ以降に出てございますが、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に関していいますと、先ほど来お話もございましたけれども、店頭においてフィルタリングの現状とリスクをしっかりと説明してほしいという御指摘がございました。加えて、一部のコミュニケーションアプリについては、それを使いたいゆえにフィルタリングそのものを外してしまうということがないように、次善の策として最近のフィルタリングではカスタマイズ機能がある、特定のアプリだけを使えるようにする機能もあるということもあわせて周知ができないかということも指摘をしております。それによってフィルタリング全体を外さずに済むということがございます。

それから、新規の契約者に対してはその場面で説明の機会が多々あるわけですが、既存の契約者に対しても、例えば電子メールを送付する方法や、料金請求時に何らかの説明を加えることも含めてその周知に力を入れるべきではないかということがございます。

さらに、利用者の把握ということで、現状スマートフォンを使っているユーザーがフィルタリングをどのぐらい使っているかということをしちんと把握しようとするアンケート調査によらざるを得ないというところがありますが、これを何らか技術的に対応する方法があるのではないかという指摘等もございます。

それから、第三者機関という部分についてでありますけれども、社会情勢等の変化も踏まえながら多くの関係者の参加が得られる形で運営を続けていっていただくべきだろうという指摘がなされています。

それから3点目として、アプリケーション提供事業者、コンテンツ配信事業者におかれましては、青少年に広く利用されているアプリケーションについて利用環境整備という観

点から社会的に責任であるということを果たしていただく一環として、この第三者機関による認定の仕組みにも積極的に対応されるべきではないかということも指摘をされておるところでございます。

それから、4点目、保護者、青少年に関しても、やはりフィルタリングがかからないリスクがあるということ、それにどう対応すればいいのか。また、先ほど来出ておりますカスタマイズ機能についても正しく御理解をいただくということが大事ではないかという指摘がございます。

6ページは、フィルタリングの仕組みを図式化したものでございますので省略いたします。

7ページでありますけれども、リテラシーに関しての議論もございました。このページの下半分はインターネットリテラシー指標（ILAS）でございまして、昨年、私どものほうでリテラシーの現状を可視化するという観点から多肢選択式の問題をつくりまして、昨年6月に2,500人の高校1年生、全国23校の協力を得ましてテストを行った結果、このレーダーチャートのような結果になったというものでございます。一言で言いますと、例えばセキュリティ対策は適切にできているか、あるいは詐欺などによって商取引においてだまされないかという点について若干弱い点があるということが言われたものでございまして、こういったものをうまく使っていく必要があるのではないかということでございます。

これに関しては、8ページを先にごらんいただきたいと思っておりますけれども、ILASのさらなる展開ということについてでございます。柔軟な見直し、多様な年齢層への展開と書いてありますのは何かと申しますと、現在、今申し上げたように、現行のILASは高校1年生を対象に行っております。今年も去る6月、7月に実施をしたところでございますけれども、この報告では、例えば中学生、小学生といったところでも必要なのではないかという御議論がございまして、現在、安心ネットづくり促進協議会でILAS検討作業部会というものをご設けていただいて、中学生、保護者へ向けてのILASについて御検討をいただいているというふうに承知をしております。

さらに、(2)ですけれども、地域における自立的な周知啓発活動の展開という文脈におきまして、現状こういった検討会を初め、関係省庁が連携をしてさまざまな活動を行っておるところでございますが、継続的にこういったリテラシー向上活動を進める上には、地域における自立的、また分散的な周知啓発の枠組みも必要なのではないかという御指摘がございました。

例えば一つの例としまして、ここの文字にございませぬけれども、本編に書かれておりますのは、安心協のほうで安心ネットづくり協力校、あるいはインターネットリテラシーテストの実施協力校、そういったものも認定を始められるというふうな仕組みも検討に値するのではないかという指摘もされているところでございます。また、ILASを一つの材料としまして、一つの地域の核として、その地域地域に合った形で活用していくというのも一つの手ではないかという御議論もあるところでございます。

国際の部分は省略をさせていただきますけれども、昨年来OECD事務局でもこのILASの報告をさせていただき、また、民間でもやりとりをさせていただいております。

9ページ、ソーシャルメディアガイドラインの件でございます。ソーシャルメディアガイドラインにつきましては、青少年が自分の行動や居場所、あるいは自者、他者のプライバシーに関する情報を安易に発信してしまう。その結果、犯罪被害、ネット上の炎上等に巻き込まれてしまう場合があるということで、ソーシャルメディアに登録されている情報等によって個人が特定されてしまうこともあるということをしかり認識をいただいた上で、2つ目の○でありますけれども、現状としては大学や企業において、これは2012年、去年ですけれども、非常に多くのソーシャルメディアガイドラインの策定が進んでいるという状況でございます。幾つかそういったものを整理しますと、この中ほど下に「大学におけるソーシャルメディアガイドラインのポイント」というふうに書いてございますが、大体このようなポイントについて言及されているものが多いのかなというふうに思います。

先ほど、PTAさんのほうからテンプレートが必要ではないかという御指摘もございましたけれども、こういった部分を一つ参考にさせていただけるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、高等学校以下においてもソーシャルメディアガイドラインの策定を促していくことが大事ではないかという御指摘をいただいているところでございます。

それに関連しました10ページでありますけれども、実はこの提言の中でも1つテンプレートのものを提示してはどうかという議論もあったわけなのですけれども、最終的にはそういう形ではなくて、留意すべき事項として3点ほど書かせていただくことになっております。これは、先ほども出てまいりましたけれども、11ページにあります聖心女子大学さんにおいてつくっておられるソーシャルメディアガイドラインに関して御説明を直接いただいた折に、実際にガイドラインを踏まえて適切に対応してほしい学生さんに対しては、その学生さんたち御自身が考えて作り上げたガイドラインによらなければなかなか動かないというお話もあり、ここではテンプレートという形ではなくて、御自身たちで考えていただくときの留意点にとどめてございます。1つは、ソーシャルメディアで発言、情報発信をする場合は、その前に自分の発言、発信がトラブルにつながる可能性がないか、誰かを傷つけたりする可能性がないかもう一度考えるということ。それから、現実社会で許されない行為等はソーシャルメディア上においても許されない、あるいは同じ行動であっても影響は現実社会以上に大きい場合もあるということ。そして、トラブルに巻き込まれてしまった場合、そのおそれがあるときには教師、保護者にすぐに相談することというふうな点の指摘にここではとどめさせていただいているところでございます。

先ほど来御指摘のあったところでございまして、こういった点を新たに踏まえまして、私どものほうで安心協、あるいは全国高等学校PTA連合会、日本PTA全国協議会の皆様の御協力を得ながら各地でいわゆる周知啓発のための枠組みづくり、それから具体的な研修活動を行っております。この本編のほうを少しごらんいただけると助かりますが、186ページ

の図表ということで、私ども総合通信局が全国11か所にございますが、それぞれにお願いをしまして、各地でさまざまな連絡会、あるいは研修会を行っております。例えば九州でいいますと熊本県において青少年安全・安心ネット利用促進連絡会を新たに設置しました。去年の6月ですから一番早い部類だったと思います。また、東北でありますと、今度は東北6県を対象として東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会、こういった広域のものもございます。さらには、東海、これは浜松市の例がありますけれども、地域のNPO法人さんを中心として連絡会議が設置されて運用されている事例。さらには、また、このためだけというよりは別の枠組みも活用してという例でいいますと、信越、長野県において子どもを性被害から守る専門委員会を活用させていただいて、スマートフォンにおける課題についても取り扱っているという事例など、さまざまな形におきましてリテラシー向上等に取り組んでいるところでございます。

今後、この新しく議論されましたソーシャルメディアガイドライン等々につきましても、この枠組みで広めていければなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。

なお、参考資料としまして、1-1、1-2、1-3、これは警察庁からいただいております。1-3はリーフレットでございます。

参考資料2は、文部科学省からリーフレットを参考として提出していただいております。ぜひ御参考にしていただければと思います。

それでは、これから残りの時間は、本日の議題、御説明いただいた点等、あるいはそのプラスアルファでもいいのですけれども、御意見あるいはさらに質問がありましたら御発言をいただきたいと思っております。

どうぞ。

○曾我委員 曾我でございます。

先ほど玉田課長からLINEさんの話の中で、フィルタリングにかけるとLINEが使えなくなるからカスタマイズして外すという形、そこが使えるようにする。そうすると、一つ大手企業で一番普及している青少年が使う道具がカスタマイズして使えるようになるということはフィルタリングが必要ではないというふうに感じてしまいますね。だから、全体的にこれだけ青少年、特に小中学生まで使うようなLINEさんがきちんとフィルタリングをして使える道具に変えるというぐらいの企業理念がないと、この青少年インターネット整備で我々が論議している論議すらが非常に架空のものになっていく可能性がある。やはり法的規制ではなくて、企業が努力してそのような環境にならないようにするということが前提だったはずなので、それを企業がやってくださらないのであれば法的な問題も検討せざるを得ないという論議にもなりかねないと思っておりますので、ぜひ総務省のほうでLINEさんに対

してそれなりの青少年対策ができる、指導ができるのであれば、そのようなアドバイスを積極的にされることが可能なのではないかというふうに思いたいと思っています。

もう一つ、JASGAさんに対しても、やはりお仲間の中でそういう状況であれば、日本の青少年を守ってだけでなく、世界の青少年にもかかわってくることでありますから、そのような状況になる前に、もう既にいろいろな話が道具で起きていなくても、その道具を介して起きてしまうことを守るためにフィルタリングというようなことでパトロールをしているわけですから、そのようなことができる環境は可能性のあるのかというのをしっかり研究し、我々に対して発信をしていただきたいというふうに思うところでございます。これは皆さんの御議論をいただきたいというふうに思います。

○清水座長 ありがとうございます。

今の発言に対して総務省は何かありますか。

○玉田消費者行政課長 御指摘ありがとうございます。

まさにワーキンググループの議論の中でもお話のような点がありました。それが一つ、その場の総意としてまとまっておりますのが178ページ、179ページのところにある部分だというふうに承知をしてございます。青少年に広く利用され、青少年に大きな影響を持つアプリケーションを提供している事業者やコンテンツ配信事業者においては、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に関する社会的な責任を果たす一環として、このような第三者機関による認定制度の仕組みに積極的に対応することによって、利用者にとって客観的に青少年対策を講じていくことが明らかとなります。その結果、青少年による利用の拡大にもつながるわけですし、青少年がスマートフォンによるより大きな利便の享受、こういったことに寄与するということを事業者が認識し、適切に対応することが求められるというふうに書かれておりますのは、まさに御指摘の点でございます。こういった点を受けまして、私どももこの会議に参加をされていた事業者の方々、あるいはそれ以外の方も含めて、さまざまな機会こういった点が広く指摘をされているということについてはお話を申し上げて、適切な対応をお願いしている面もでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに御意見。

どうぞ、お願いします。

○吉田委員 ヤフーの吉田でございます。

先ほど来のLINEの問題につきましては、今日急速に普及しておりますので、仮にLINEをやっている事業者が当社だと仮定しても、なかなか対策が追いつかないという面には同情すべき点はあるかなと思っております。ただ、その対策自体を業界団体のほうに頼んでワンクッション置いて、そこでLINEが直接答弁する場がないということに関しては問題かなというふうに思っております。LINEさんはLINEさんで頑張っているところもあるやに聞いておりますので、また業界団体は、言葉は悪いですけども隠れみよ的になって、直接日が当たったり、指摘が届かないというところは問題だと思いますので、ぜひPTAの方々に

関してはLINEさんに直接何らかの申し入れをすとか、そういったことも考えていただければと思います。

5年来、6年来、この問題に取り組んでおりまして、流行るサービスはころころ変わっておりますけれども、やはりそろそろ業界の個々の会社が業界団体をつくるのが対策の一つにならないで、自分たちが自分たちで対策をして、それを効果検証して、PDCAサイクルを回して行って、世間にもきちんと広報し理解を得ていくというのを、もう皆さん規模が大きいですし、プロ野球球団も買うくらいですので、携帯電話会社さんが全部その出口になっているということで、携帯電話会社さんにいろいろ対策を求めてきたというのがこの5年の実情だと思いますので、やはりもう個々の運営会社が直接対策していく、広報していくという時代に来ているというふうに思います。それぐらいやっても全然罰は当たらないと思いますし、例えば我が社ではEMAに加盟しておりません。なぜかという、青少年に大手を振って使わせていいというサービスは我々はないというふうに思っているのです、どうぞフィルタリングをしてくださというふうな形で考えております。そういう意味で、LINEさんがもし本当に現状を真摯に受けとめるのであれば、どうぞフィルタリングをしてくださというふうにみずから言うべきですし、それはちょっと業者もお困りですので、何らかのほかの策でいいところに落ち着けばというふうに思っておりますけれども、直接それぐらいの問題意識を持って行動するというところが肝要かなと思っております。

その点、どういったところを効果検証のポイントにしていくかというところが非常に大事ですので、私は、ここは警察庁さんが一番その立場にあると思っておりますけれども、ぜひ非出会い系の統計等、2月－8月サイバー犯罪統計が出ますけれども、ぜひ実名公表をしていただきたいと思っております。仮にそれがオークションの事件の統計もとっていらっしゃるのです、どうぞ当社は出していただいても構いません。そういった形できちんと頑張ったところには頑張ったねと言われて、だめなところにはだめだねというのが当たるようにしていくことこそが事態を早期に改善することに役立つのではないかとこのように考えております。

○清水座長 大変貴重な御意見ありがとうございました。

ほかにございましたら。どうぞ。

○尾花委員 今のお話に引き続いてLINEのことになるのですが、今日はちょうどPTAの保護者というお立場で参加いただいた皆さんもいらっしゃるのです、現状を少しお話ししたいと思います。最初にお断りしておきますと、私自身、LINEの仕様はある程度わかっているのですが、commやカカオトークの仕様を細かく知っているわけではないので、コミュニケーションアプリ全体がそうなのか、それともLINEだけの問題なのかはわからないという前提でお話しすることをご了承ください。

青少年の携帯電話等に関しては事業者のみなさんも大変努力をしてくださって、迷惑メールはフィルターや拒否する機能を利用できる環境が整っています。ですから、何らかの形で入ってくる迷惑なものをみずからブロックするなど、提供されている機能を駆使して

自分で防衛できる仕組みは既に定着しているわけです。ところが、携帯電話の設定や携帯電話会社が提供するサービスでブロックしてもどうにもならないのが、アプリを介した利用の場合。要するに、アプリが全部コントロールしてしまうので、携帯電話の本体もシステム側のコントロールも効かない状態になってしまうのです。インターネット環境整備法の観点から見ても、アプリが携帯電話からのアクセスをコントロールしてしまう以上、アプリ提供事業者にご協力いただく必要があるのではないのでしょうか。

青少年に幅広く利用されているアプリの代表例でもあるLINEの場合、現在、迷惑メッセージや迷惑勧誘、あるいは迷惑なグループ招待等を送れないようにする機能がありません。細かな仕様にも改善してほしい点は多々ありますが、最低限「迷惑だ」「嫌だ」と感じるメッセージがストーカーのように送られてくる場合への対応策は必要だと考えます。受信者側の設定や申告で拒絶することができないという仕様は、大変問題だと思うのです。LINEさんは9月末に仕様変更を予定していて、18歳未満のユーザーはID設定・検索を利用できなくなるのが発表されましたが、それだけでは子どもたちの安全・安心を確保することはできません。スマートフォンを含む携帯電話が仕組み的にできていた、あるいはコミュニケーションサイトが取り組んできた安全を守るための対策は、コミュニケーションをコントロールすることができるアプリでも実現してもらわなければ困ります。

とはいえ、拒絶する機能が全くないわけではありません。友だち登録をすれば、友だちリストからブロック設定できるのですが、ブロックをするために一旦受け入れなければならないという仕様はいかかなものなのでしょう。それは子どもが使う場合に限らず、大人にとっても同様ではないのでしょうか。グループ招待も同様、どんどん新たなグループを作ってしつこく勧誘し続けてくるような迷惑ユーザーには、それなりの対策が必要です。こういった点は早急に改善していただきたいですし、LINE以外のコミュニケーションアプリをつくっていらっしゃる企業のみなさんにも、このあたりを徹底していただきたいということが、現状としてお伝えしたい点の1点めです。

そしてもう一つは、スマホとLINEの急速な発展による利用者の低年齢化に関してです。小学生がLINEを使いたいと思った場合、スマホを持たせてもらえない小学生たちはiPhoneのアプリを使うことができるiPod touchで利用しようとする傾向にあります。少し前までは簡単に登録できたのですが、友だちと同じようにやってみようと思っても、今は電話番号がないと登録ができない仕様になっているために、そのままではLINEが使えないのです。そのため彼らはどうしているかというと、フェイスブックのIDで登録をするのです。フェイスブックは13歳以上なので、本来、小学生は利用年齢に達していません。にもかかわらず、年齢を詐称するなどしてフェイスブックのIDを取得し、そのIDを登録することによってLINEを使うという、どこから得た知恵なのかは私もわかりませんが、まことしやかに大人のような考え方で使っている小学生が今急増しているのです。年齢詐称をすることはいけないことなのだという規範意識も当然学校やご家庭で教えなければいけないのですが、親子のコミュニケーションをするためにLINEを持たせたいから、子どもにフェイスブック

IDを与えてしまう親までいるという現状を考えますと、これは社会的に取り組まなければならない新しい課題であると感じます。このあたりの対策も、青少年のネット環境を考える上でわれわれが検討していかなければいけないところかなというふうに思っております。

以上2点がLINEに関してのことですが、子どものスマホ利用に関するという点からもう1つだけお話をさせてください。最近、入塾のプレゼントとして学習塾がスマホを配っているケースがあります。学習塾が大変よくできた受験用アプリケーションを提供していて、それを使って勉強できるようにと以前はiPod touchをプレゼントしていたのですが、最近はい安いスマホに切り替えているようなのです。スマホをプレゼントとして掲げることは是非はおいておくとして、プレゼント用に大量購入したスマートフォンにフィルタリングがかかっていないのは大きな問題です。本来であれば塾の経営者に、18歳未満に渡すのであればフィルタリングかけてプレゼントするように指導しなければいけないと思うのですが、そのことをどこのルートで言えばいいのか私がよくわかっていないのと、学習塾という企業に対してそういう指導ができるのかという点も気になりましたので、この場を借りてお話ししました。学習塾等、18歳未満の子どもたちを対象にビジネスをしている企業が大量に購入しに来た場合は、販売店のほうで「この機種を使うのは18歳未満ではありませんか」というふうに確認をし、18歳未満に対してのフィルタリング措置と同じ対応を窓口でやっていただく必要が生じていることを実感しています。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○清水座長 現状を詳しくわかりやすく説明していただきましてありがとうございました。

LINEの件で2件御説明があったのですけれども、今までもLINEの話が次々と出ていますね。今日非常に貴重な御意見がLINEに関して出ていますので、議事録ができた後に事務局からLINEに関してはまとめて、この検討会でこういう意見があったということはお伝えしたほうがいいのではないかと思います。可能であれば事務局で検討していただければと思います。やはりこれだけの有識者の先生方がこんなに心配されているわけです。また、現場は、御説明あったPTAのほうからも意見がありましたので、それはぜひお願いしたいと思います。

学習塾に関しては、またいろいろ検討する必要があるかと思いますが、そういうことでございます。

ほかに。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。ちょっと視点を変えて発言をさせていただきます。

本日は、資料5-3で総務省さんがまとめていただいた「青少年のインターネットリテラシーとアンケート調査結果」を見ますと、本当にびっくりするほどの短期間における変化が示されています。すなわち、スマートフォンを保有する青少年が全体の過半数を超えているということ、これは、この会議が始まり、法律が通り、私たちが議論を始めたとき

には考えられないほどの急速な変化だと思えます。

10年ほど前、『情報教育の手引』を文部科学省さんがつくられたときの主たるメディアはパソコンでしたけれども、そのとき、ぜひ今後は携帯電話が普及するであろうから、それも視野に入れておかなければいけないということでしたが、今やスマートフォンがこれだけ普及してきますと、教科としての情報教育の中身についても多少なりとも変わらざるを得ないような急激な変化だと思えます。

したがって、こういう前提の中で本日ソーシャルゲーム協会さんが自主規制として積極的な動きを始められているということが報告され、総務省からは「スマート・ユース・イニシアティブ」ということで、特に「ソーシャルメディアに関してのガイドライン」を普及促進すべきで、しかもそれは「固定的なものではなくて、むしろ利用者が高校生、大学生を含め積極的に構築していくべきである」というふうにまとめられたというのは極めてタイムリーというか、重要だと思えます。そして、それをどのようにPRして普及していくか。特にPTAの皆様のお話を聞きましたら、まだまだ幅広い共通認識を保護者が持っているわけではない、それをいかに広げていくかということで、小中学校のPTAでも高校のPTAでもいろいろな機会をこれまでつくってこられたと思うのです。いかにこれを浸透させていくかというときに、例えばソーシャルメディアのガイドラインについても、すごく重要なのですが、まずは高等学校のPTAの皆様や、あるいは大学の何らかの組織にきちんとお伝えして聖心女子大を初めいろいろなところで始まっている動きを「加速化」させていくというか、「共有化」させていくということが重要だと思えます。加害者、被害者にならないために当事者としてどうするかということ、それこそ「インターネット・リテラシー」なので、インターネットを使って普及させていくということになるかもしれませんが、そういうきめの細かい、しかし、浸透度の高い啓発活動と情報共有の活動を進めたいし、ソーシャルゲーム協会さんもこれだけ自主規制の動きを始めていただくというのは極めて重要で、やはりしかるべきところは吉田さんがおっしゃったように警察のほうでしっかり実名公表をしたりしてきちんとしていただきたいと思いつつ、原則は自主規制だと思えますので、そこを強くしていただければと思います。

そこで、今回までどうしても内閣府中心の事務局には厚生労働省はいらっしゃらないわけなのですが、今回の『児童・青少年のインターネット依存に関する調査』もされましたし、あるいは青少年の健全育成の関係からいいますと、学校だけではなくて地域で多様な主体が青少年をインターネットあるいはスマホの影の部分から守ろうということで青少年委員さんや青少年問題協議会、そういうところが動いています。その所管が相対的には児童の健全育成ということであると厚生労働省さんの中にも関係するところがあるかと思ひまして、全府省で取り組んでいくということの中で、ひょっとしたら今後、厚生労働省さんが取り組んでいらっしゃるなどについても情報共有するということが有効になるかもしれないなど、そんなような思いを持ちました。

いずれにしても、本日、本当に急速に進む青少年へのスマートフォンあるいはタブレッ

トPCの普及に関して、遅れないための動きが報告されましたので、ぜひPTAの方も利用者である児童・生徒と保護者と学校関係者が地域と一体となって子どもたちを守っていきたい、主体性をということをお願いしたので、ぜひそんなムーブメントがより一層また改めてこの夏以降進められればと願っております。

以上です。ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

どうぞ、まず総務省から。

○玉田消費者行政課長 今回の清原委員の御意見を補足する形で、資料5-3について若干補足をさせていただきます。こちらのデータは、実は昨年6月、7月に行いましたもののデータでございます。左上のレーダーチャートがその成績と。その際に行ったアンケートのクロス集計結果が残りの3つということなのですけれども、今年度6月、7月に行いましたものの速報で申しますと、この絵のレーダーチャート部分につきましてはいずれの項目とも若干ずつ向上しているというふうに出ているところでございます。総数が昨年2,500人から今年3,500人ということで若干名ふやしながらやっておりますけれども、そのように出ているので、この1年間のさまざまなリテラシー向上活動の成果も出ているのかなというふうに思っているところです。

さらに右側の、先生のほうで半分以上が高校生、半分以上がスマートフォンを持っていると、59と書いてございますけれども、こちらが今年は80%台半ばにまで来てございますので、さらに大幅にスマートフォンの保有率が高まっているという状況でございます。同じように左下の最もよく利用する機器につきましても、携帯の保有率が下がってスマートフォンが増加という形になりますし、右下、端末別の使用時間ということにつきまして、このときでもスマートフォンについては紫色の2時間以上使っている部分が非常に多いのですけれども、その比率がさらに高まっているという状況でございます。

○清水座長 ありがとうございました。

まだあるかとは思いますが、時間も限られていますのでこの辺で終わりにさせていただきます。

では、時間がないので簡単をお願いします。

○五十嵐委員 終わりのところすみません。小学校の立場から今日の会に参加させていただいたことで簡単に述べさせていただきます。

いろいろ報告していただいたのですが、最初に日本PTA全国協議会のほうからお話があったように、保護者も戸惑っています。パソコンから、携帯から、スマホから、今度はそういう形をしないゲーム機等、それから音楽機からインターネットに接続できる環境にあって、ゲームもWi-Fiの普及によって知らないところでやっているという現状が出てきています。今、そういうことについて購入して買い与えるときにどういうリスクがあるのかということをもっとわかりやすく、そういう説明を受けないと危ないということが保護者の間でも話題になっているところです。これは全国展開でそういう現状を広めていく必要があ

るかと思います。

それから、今お話があったのですが、5-3の資料の中のレーダーチャートの図がありますが、その中で赤はついていないのですが適切なコミュニケーションというところがきっとソーシャルメディアガイドラインのお示しになられているところととても関係があると思うのですが、この件に関して、先ほどから高校生においても自分が主体的に課題に取り組めるように、そういう力を育てなければいけないとかいう話もあったのですが、ここにありますように、子どもたちだけではなくて大人も発信するときに安易にいろいろなメディアに発信する傾向があるのではないかと思います。これは、子どもはそういう監督のない中では自由にやってしまうのは当然なことで、フェイスブックのように匿名性がないところでさえ、良識のある方でさえ、こんなことを言ってはという発言も見られることもたまたまあります。

そういうことから言いますと、やはりよく考えて行動するということにつながるのですが、ここのソーシャルメディアガイドラインのポイントは大きく、メディアだけではなくて全てにおいて共通することだと思っています。行動する前によく考えて、もう一度確かめて、そして自分の行動を振り返ってから行動するということ。そのために1つ提案があるのですが、いろいろなものに発信するときにボタンを押してしまえばもうどうにもなりません。そこで、特に子どもが扱うような場合には2段階、例えば一たん送信するにしても本当にいいのかどうか。実は本校で教育に使っているグループウェアソフトはデータベースに上げるときに本当にそれでいいのですかという問いがあるのです。もう一度考えてやり直したり、あるいは本当にいいですと第2段階で押すことによってデータベースに登録するというグループウェアソフトを使っているのですが、そんな形で2段階になっていると少し考えて、この発信で本当にいいのかどうかということを考える機会があるのではないかと思います。

ぜひそういうシステム側も子どもが使うということ、これだけ普及していますので、そういう2段階のシステムというものも考えていってもいいのではないかとということをお話を聞きながら思いました。提案です。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので御意見はここまでとさせていただきますが、まだ御意見がありましたらメール等で事務局へお寄せいただければと思います。

先ほど清原委員が言われた厚労省の点は、事務局で状況を聞いていただいて、場合によってはここで御説明いただくとかを検討していただければと思います。

それから、たくさんの方の貴重な御意見をいただいたのですけれども、私の印象としては、この検討会が始まってからいろいろ検討してきて、スマートフォンに関してはちゃんとやらなければいけないということで検討もしてきたのですけれども、今日の御意見を踏まえて考えると、我々の検討というのももうちょっと先を見てやっていかないとおくれていく

不安を感じました。したがって、今後の検討会のあり方ということも事務局と少し相談させていただければというふうに思ったのが私の印象でございます。時間がないので余り述べませんが、そんな印象を持ったということでございます。

今後の予定につきまして事務局から御説明をお願いします。

○鈴木参事官補佐 事務局から御説明させていただきます。

今年度引き続き関係団体の取組につきましてのヒアリングを実施してはどうかと考えております。また、次回の会合につきましては、今回もお話に出ましたけれども、高校生ICTカンファレンス、高校生熟議から名称を変更しておりますが、最終報告会を兼ねた検討会を12月ごろ開催することで予定しております。具体的な開催日時につきましては、委員の皆様との日程調整を行った上で御連絡させていただきたいと思っております。

また、本日、清水座長並びに清原委員他から貴重な御提案をいただきましたけれども、それも踏まえまして今後の検討会のあり方につきまして、また御相談させていただくこととなりますのでよろしく願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

本日はPTAの2団体から大変貴重な御説明と御提案等をいただき、ありがとうございます。それから、ゲーム協会から非常に我々の参考になる、また期待も大きい団体ですので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、委員の方々からは非常に貴重な御意見をたくさんいただきまして、まことにありがとうございました。また次回以降もぜひよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。